

吹田市立第五中学校 部活動に係る活動方針

令和5年4月1日

本方針は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」に則り、「大阪府運動部活動の在り方に関する方針（平成30年9月）」を参考に策定した「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針（平成30年12月）」に則り策定する。

1. 部活動の目的

学校教育の一環として行われる部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。（様式はこれまでに使用していたものを活用してもよい。）
- (2) 顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにすることが望ましい。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- (4) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (5) 準備や片づけの時間は活動時間に含まない。
- (6) 朝練も活動時間に含むが、朝練を行う場合は、放課後の活動時間を短くするなど、生徒の負担とならないよう工夫する。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (4) 試合や発表会等による移動方法は、徒歩・公共交通機関を基本とする。なお、自転車を利用する場合は、校長のへの届け出を必要とする。